第30964号 令和７年４月10日	〃	IPB052113	Interplant Roses B.V. Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands	〃	〃
第30965号 令和７年４月10日	〃	Geus1713	Select Breeding B.V. De Kwakel 30, 7891XD Klazienaveen, The Netherlands	〃	〃
第30970号 令和７年４月10日	〃	KORPOT073	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	〃	〃
第30971号 令和７年４月10日	〃	KORAROMA06	〃	〃	〃
第30973号 令和７年４月10日	〃	KORPOT093	〃	〃	〃
第30974号 令和７年４月10日	〃	KORPOT090	〃	〃	〃
第30975号 令和７年４月10日	〃	KORPOT114	〃	〃	〃
第30976号 令和７年４月10日	〃	KORPOT089	〃	〃	〃
第30977号 令和７年４月10日	〃	KORPOT104	〃	〃	〃
第30978号 令和７年４月10日	〃	KORPOT092	〃	〃	〃
第30982号 令和７年４月10日	Vitis L.	YIS-GOLD	高橋恵太 長野県上田市保野899―２ 飯塚芳幸 長野県上田市保野898	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第30938号 令和７年４月10日	Prunus persica (L.) Batsch	あら川早生（かわわせ）	永長幹雄 和歌山県紀の川市桃山町段新田450番地	和歌山県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○農林水産省告示第五百八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき令和五年十二月二十八日農林水産省告示第二千二十号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和６管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和６年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和６年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 3,757.1トン	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和６管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和６年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和６年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 3,757.1トン